

## 静岡県告示第79号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年6月13日

静岡県知事 川勝平太

### 1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N-エチル-1-(3-メトキシフェニル)シクロヘキサノール-1-アミン及びその塩類 (通称名 3-MeO-PCE)	令和元年6月14日
1-(4-シアノブチル)-N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピロロ[2,3-b]ピリジン-3-カルボキサミド及びその塩類 (通称名 CUMYL-4CN-B7AICA)	令和元年6月14日

### 2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。